

太陽グラントソントン

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：寄付と消費者契約法—いわゆる靈感商法問題を考える

執筆者：一橋大学名誉教授・明治学院大学客員教授 松本 恒雄氏

要旨（以下の要旨は3分20秒でお読みいただけます。）

今年（2022年）7月に安倍晋三元首相が狙撃・死亡する事件が発生し、その容疑者が「旧統一教会の信者だった母親がした多額の教会献金による家庭崩壊を恨んでのもの」と報じられたことから、いわゆる靈感商法問題が大きくクローズアップされることになりました。

今回は、寄付強要は消費者問題になり得るとする内閣府消費者委員会初代委員長で一橋大学名誉教授の松本恒雄氏に、靈感商法の問題点について解説して頂きます。

宗教の周辺には占いや鑑定など合理的に実証することが困難な行為が多数ある。従って、宗教の内容や宗教団体か否かを問題とするのではなく、消費者に対する不適正・違法な勧誘行為であれば禁止し、生じた被害を救済すると考えるべきだ。寄付は民法上無償の贈与契約と見るのが素直であり、（民法の特別法として）消費者契約法の対象になる。同法は、「消費者契約とは消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」としており、個人が「消費者」に、宗教団体が「事業者」に当たるため、個人の宗教団体への寄付や献金は消費者契約に該当する。

ただ、現在の消費者契約法は、靈感商法に対し不十分な点がある。特に規定上、将来の重要な不利益の発生という「不安をあおる」ことだけが対象で、既に不安を抱えている者の不安に付け込むだけでは、適用できない。政府は、この点については改正案を提出している。

一方、マインドコントロール下でなされた契約締結への意思表示は、真意によるものではないから無効や取消しの対象となるとの主張がある。しかし、そのためにはマインドコントロールについての明確な定義が必要であり、これもなかなか難しい。

海外での例を見ると、最近改正されたフランス民法では、相手方の自己への依存状態を濫用して、そのような強制がなければ負担しなかつたであろう義務を負わせ、過大な利益を引き出す契約を締結させた場合に、契約は相対無効（取消しに近い）になると定めている。靈感商法は、この要件にびたりと当てはまる。

被害の救済では、被害者本人は寄付・献金の無効や取消しを求めて返還請求が可能だが、家族など第三者が本人への返還、あるいは当該第三者への返還を求めることは原則としてできない。家族の保護につながる可能性のある場合として、例えば多額の寄付の結果、家族に対する扶養義務の履行が滞っている場合に、債権者としての家族が本人の取消権を代位行使して、教団に返還請求するという債権者代位権制度がある。政府は、寄付適正化のための新法でこの制度を少し拡張することを検討している。

行政による規制としては、公益法人認定法に寄付の行為規制等があるが、宗教法人は対象外である。靈感商法に即してより具体的な規定を置くと共に、一定額以上の寄付者への領収証発行義務やこうした寄付を集めている宗教団体に財務情報の公開義務を課すこと、違反行為があれば税法上の優遇措置を停止すること、などが効果的と思われる。

「太陽グラントソントン エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちら⇒<http://www.grantthornton.jp/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-6438-9395 e-mail: mc@jp.gt.com
太陽グラントソントン マーケティングコミュニケーションズ宛

テーマ：寄付と消費者契約法—いわゆる靈感商法問題を考える

一橋大学名誉教授・明治学院大学客員教授 松本 恒雄

はじめに

今年（2022年）7月18日に発生した安倍晋三元首相の銃撃事件の容疑者が、その動機を旧統一教会（世界平和統一家庭連合）の信者である母親が多額の資産を献金させられたことによる家庭破壊のうらみであると述べていることによって、旧統一教会のいわゆる靈感商法の問題が再び注目を集めることとなった。

靈感商法は、1980年代から問題とされてきた旧統一教会の商法に対して付された俗称であるが、2018年改正の消費者契約法において、法律上の用語に昇格した。すなわち、同法4条3項は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。」とし、その6号は、「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。」と定めている。

類似の商法には、本覚寺グループによる霊視商法（霊視で浮かんだ霊の供養と称し、多額の供養料を要求する商法）等もある。筆者が編集代表の1人である『消費者六法 2022年版』（民事法研究会）の判例編には、「宗教まがい商法」という見出しの下に、旧統一教会、本覚寺グループによるもの以外にも、ヤマギシ会、健康を守る会、泰道、神慈秀明会、運勢鑑定、自己啓発セミナー、高島易断、電話占い、占いサイト、祈祷等、17件の裁判例が掲載されている。

消費者契約法は、「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として」として、様々なタイプの同種商法がカバーされるように規定している。さらに、宗教団体によって行われることが多いものの、同法は、特に宗教団体が行う場合に限定しているわけではない。

この種の問題を宗教法人・宗教団体の問題として議論すると必然的にデッドロックに陥る。宗教か非宗教かの区別はあいまいである。宗教の周辺には、占い、鑑定、スピリチュアル、自己啓発等、類似した行為が多数ある。宗教法人として登録される場合も、宗教自体の中身の審査を経ているわけではない。

どのような団体・個人が行おうが、不適正な行為・違法な行為は禁止されるべきであるし、それによって生じた被害は救済されるべきである。

それでは、宗教団体及びその周辺関係者が信仰の名の下に、一定の物や書物の購入を迫ったり、寄付・献金を求めたりすることは、消費者契約法が前提としている消費者問題に該当するだろうか。物やサービスの対価として金銭が支払われている場合において、その勧誘方法に問題があれば消費者問題となるし、寄付・献金の場合でも、それが悪霊払いや先祖の因縁断ちといった一定のサービスの実質的対価として支払われていると評価される場合は、消費者問題になると考えてよい。

この点で、2022年10月6日付けの厚生労働省子ども家庭局長通知「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」が、「児童虐待防止法第2条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。」としていることが、参考になる。

1. 寄付・献金の法的性質

民法 549 条は、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定めている。これは、贈与契約の定義規定であるとともに、贈与契約の成立要件でもある。したがって、寄付や献金は、民法の観点からは、学校法人や NPO、年末助け合い等への寄付と同様に、贈与契約と見るのが素直である。法務省が中心になって作成したと考えられる「旧統一教会」関係省庁連絡会議の「お悩みの解決のヒントとなる Q&A（案）」（2022 年 9 月 30 日）においても、一般論として、宗教団体への寄付は贈与等の契約に該当し、消費者契約法の対象になるとしている。

これに対して、「喜捨」という表現もあるように、「喜んで捨てる」、すなわち、金銭の財産権を放棄するという単独行為であると解する説もある。不注意に金銭を紛失した場合は、権利は残っているから、返還を請求できるが、意識的に放棄した場合、権利はもはや残っていない。このような状態をもたらすためには、放棄の意思表示が必要であり、それは各種の物権の放棄と同じ単独行為だという考え方である。この説をとると、詐欺や強迫を理由とする取消権は、単独行為を含む意思表示全般に適用されるから取消し可能であるが、契約を前提とする消費者契約法は適用できないということになる。

さらに、「喜んで捨てる」行為は、法律的な意味のある行為ではなく、宗教行為あるいは事実としての行為にすぎないから、民法や消費者契約法は介入できないという説もある。

単独行為説も非法律行為説も、課税免除を根拠づけるための理屈であり、契約と解することで特段の不都合は発生しないと思われる。とりわけ、非法律行為説は、法律行為を前提とした暴利行為による無効も主張できず、不法行為以外では救済されなくなり、問題である。そして、壺や教祖の著書をきわめて高額で販売する場合においても、相当価格部分は売買だが、それ以外の部分は寄付であるとか、あるいは、消費者からの高額な寄付と宗教団体からの施しという 2 つの異なった行為がたまたま組み合わされただけだと言って、言い逃れをすることが容易になる。

2. 民法の規定による救済

(1) 詐欺を理由とする取消し

詐欺による意思表示は取り消すことができる（民法 96 条 1 項）が、条文に規定はないものの、2 段の故意、すなわち、相手方を騙して錯誤に陥れる意図とその錯誤に基づいて意思表示をさせる意図が必要とされる。第 1 段の故意は、詐欺行為者が虚偽であることを知っている必要があり、宗教がらみの場合は、この点の立証は困難である。

(2) 強迫を理由とする取消し

強迫による意思表示も取り消すことができる（民法 96 条 1 項）。ここでもまた、2 段の故意、すなわち、相手方を畏怖させる意図とその畏怖に基づいて意思表示させる意図が必要とされる。第 1 段の故意には、勧誘する側の信者が自分で信じている場合、やはり立証が難しい。

(3) 行為基礎の錯誤を理由とする取消し

2017 年の民法改正で、錯誤による意思表示が無効とされていたのが、取消し可能な意思表示とされるとともに、いわゆる動機の錯誤に関して、「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」の場合にも「その事情が法律

行為の基礎とされていることが表示されていたとき」には、取り消しうるものとされた（民法95条1項2号・2項）。ただし、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が「真実」に反するかどうかは、宗教の特性として、判断困難である。

（４）公序良俗違反・暴利行為による無効

「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。」との一般条項（民法90条）が適用される1つの場合として、判例は、暴利行為、すなわち他人の無知・軽率・窮状につけ込み暴利をむさぼる行為の無効を認めてきた。これは、基本的には暴利にあたる部分についての一部無効であり、貸金契約における利息制限法超過の高金利部分の無効や譲渡担保等の非典型担保契約において、利息制限法の制限金利を上回る部分について清算義務が課されるなどに表れている。ただし、出資法に違反する高金利の場合は金銭消費貸借契約そのものが無効となり（貸金業法42条）、したがって利息支払義務も発生しないとされていることのように、態様によっては、公序良俗違反の本則に戻って、全部無効になる場合もある。

宗教団体との関係では、ヤマギシ会（自給自足で無報酬、農業・牧畜を基盤とするユートピアを目指す宗教団体）退会の際の財産返還請求について、東京地判平成13年1月31日判例タイムズ1120号223頁が、ヤマギシ会に参画した際に、「一切の人財・財産を出資します」という書面をもって出資した会員が、同会を脱退した場合に、脱退後も出資した財産の返還を請求できない旨を定めている部分は公序良俗違反であるとして、元会員からの財産返還請求を認容している。

2017年民法改正法案の審議過程では、その中間試案に、「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。」との「つけ込み型の現代的暴利行為論」の明文規定化の提案があったが、改正法には採用されていない。

とはいえ、たとえば、不動産の押し買いに関して、東京地判平成30年5月25日判例タイムズ1469号240頁は、原野商法（原野などの価値のない土地を騙して売りつける商法）の被害者である高齢者が、その二次被害として、現に単身で居住している不動産を著しく低価格で売却する契約をさせられた事例において、公序良俗違反を認定し、売買契約を無効としていることなど、判例にはこの考え方の一定の定着が見られる。

（５）不法行為規定の適用による救済

民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めている。かなり漠然とした規定ではあるが、伝統的な通説である相関関係説では、被侵害利益の種類と侵害行為の態様を相関的に評価して不法行為の成立を認める。靈感商法の場合であれば、前者については高額な金銭負担という経済的利益の侵害が、後者については、具体的な寄付・献金の勧誘方法の問題点、たとえば消費者契約法の規定しているような不当な勧誘方法が問題となり、両者を合わせて評価することになる。

意思表示の取消しや法律行為の無効の場合と比べて、立証上の困難が少ないことから、宗教団体の行為に関して、不法行為の成立を認める裁判例が多数存在する。前述の『消費者六法』掲載の17件についても、14件が宗教団体あるいは行為者側の不法行為責任を認めている。

また、不法行為の場合は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」（民法715条1項本文）との使用者責任の規定が存在する。信者は宗教団体の従業員ではないが、直接

の行為者が被用者ではなくても、指揮監督関係があればよいとするのが判例であることから、信者の行為についての宗教団体の使用者責任を認める裁判例も多い。

3. 誤認・困惑を理由とする取消し

(1) 消費者契約法の不実告知

消費者契約法は契約における消費者保護のために、2000年に制定されたものであるが、意思表示の取消しの部分に関しては、上記の民法の詐欺や強迫を理由とする取消しの場合の立証困難な部分を緩和するものである。たとえば、不実告知による誤認を理由とする取消権は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、「重要事項について事実と異なることを告げること」によって、「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」をした場合に、事業者が虚偽であることを知っていたかどうかにかかわらず、消費者は意思表示を取り消すことができる（同法4条1項1号）。もっとも、霊感商法では、事業者の告知内容が「事実と異なること」かどうかの判断が困難なので、適用できない。

また、現在、条文の数が増えてきている困惑を理由とする取消権についても、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、事業者が法所定の一定の行為をしたことにより消費者が困惑して意思表示をした場合に、消費者は意思表示を取り消すことができるとしている（同法4条3項柱書き）。

(2) 寄付・献金は「消費者契約」か

消費者契約法2条3項は、「『消費者契約』とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」としている。したがって、寄付・献金が一般に契約であることに加えて、宗教団体を事業者、寄付・献金者を消費者とみることができれば、消費者契約に該当し、消費者契約法の適用を受ける。

この点で、消費者契約法は、「事業者」とは、「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。」（同法2条2項）とし、「消費者」とは、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。」（同条1項）としているので、宗教団体を含むすべての団体は「事業者」となり、寄付・献金をする個人は、事業としてまたは事業のために寄付・献金をするという例外的な場合を除いて、すべて消費者に該当する。したがって、個人の宗教団体に対する通常の寄付・献金は、すべて消費者契約に当たる。

次に、民法上、贈与は片務の無償契約であり、受贈者が贈与者の世話をするといった一定の負担を負う「負担付贈与」の場合には、売買契約を典型とする双務契約に関する規定が準用される（民法553条）にとどまるが、消費者契約法には無償契約を排除する規定はない。実質的には、無償ではなく、一定のサービス（悪霊払い、先祖の因縁断ちなど）の対価として支払われていることも多いと思われる。インターネット上には、検索サービスやSNSサービスを消費者が無料で利用できる契約も多数存在するが、これらについても当然に消費者契約法が適用される。

寄付・献金にも消費者契約法が適用される点を明確化するための規定を消費者契約法4条3項6号に追記することも考えられる。寄付・献金は契約ではないとの立場から、特別法での返還請求権を認めるという主張もあるが、この結果として、新法施行前の寄付・献金が救済されない結果となる事態を避けることが必要である。

(3) 勧誘にあたった信者の行為

消費者契約法5条1項は、靈感商法による取消権等を定める同法4条の規定は、括弧書きを省略すると、「事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託をし、当該委託を受けた第三者が消費者に対して同条第1項から第4項までに規定する行為をした場合について準用する。」と定めるとともに、同法同条2項は、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条1項から4項までの規定の適用については、事業者及び受託者等とみなすとしている。したがって、事業者の契約媒介受託者や代理人が、消費者に対して靈感商法等の行為を行った場合、消費者は取り消すことができる。

では、契約締結の媒介受託者でもなく、契約締結の代理権も与えられていない事業者の従業員が、靈感商法等の行為を行った場合には、どうなるであろうか。この点では、相手方の詐欺を理由とする意思表示の取消権を定める民法96条1項の適用に関して、同条2項は、「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。」と定めていることとの関係で、従業員は、ここでいう相手方と無関係の「第三者」には該当せず、意思表示者は、相手方の認識にかかわらず、原則通りに取消権を行使できると解釈するのが通説である。したがって、消費者契約法の適用に関しても、事業者との契約と詐ってその従業員が私利をむさぼった場合等を除いて（この場合でも、使用者責任の問題は発生する）、消費者の提供した金銭が契約相手方の事業者に渡っている場合には、消費者契約法5条を類推適用すべきであろう。あるいは、契約締結の交渉段階から説明義務等の債務の発生を認めるという有力説の立場かは、事業者の従業員が業務として行った行為は、事業者の履行補助者としての行為であるから、事業者の行為と評価されるという構成でも説明可能である。

最後に、宗教団体の信者が、団体の活動の一環として寄付・献金の勧誘を行っている場合をどう考えるべきであろうか。この場合も、会社の従業員と同様に、教義にしたがって、あるいは団体の指示に従って行為しているのであれば、団体の行為と評価できると考えられる。この点を明確にするために、「団体のために行う構成員の行為は、法律行為の瑕疵に関しては、団体の行為とみなす」というような規定を消費者契約法に置くことも考えられる。

(4) 現在の靈感商法規定の不十分さ

消費者契約法4条3項6号の靈感商法の規定については、不十分な点があくつかある。

第1に、消費者契約法4条3項の各種困惑類型の共通点として、事業者の行為によって困惑させるという点がある。靈感商法の4条3項6号についても、「そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり」というのが困惑の一類型となっている。言い換えれば、将来の不幸を示して不安がらせて、契約締結に持ち込むという手法である。

これに対して、現時点ですでに不安を抱えている者に対して、当該契約を締結することにより確実にその不安が払拭される旨を告げることだけでは、本号に該当しない。不安につけ込んで、その解決策として契約を勧誘するだけでは「困惑」させることにならない。「不安につけ込み+不安をあおり」のうち、前者だけでも取消しが可能となるつけ込み型不当勧誘についての一般規定が必要とされる理由である。

第2に、「当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げる」の「確実に」の部分のどの程度に解するかである。この

点は、「何があっても100%確実に」とまで解する必要はない。靈感等の実証不可能な特別な能力による知見として示された場合には、確実と思わされると評価してもよいだろう。

ただし、寄付・献金や特別の物や書籍の購入とともに、信者の一定の行為を要求する場合は、結果的に重大な不利益が回避されなかったとしても、「信心が足りない」からだと言いつけられて、抜け道になるおそれがある。

第3に、最初の接触の場で、あるいは短期間で契約が締結された場合には、「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり」と「当該消費者契約を締結すること」との因果関係が立証しやすいが、この間が長期間にわたる場合には、因果関係があるのかどうか問題になる。この間、継続して不安をあおっていた場合には因果関係が認められやすい。

2回目、3回目の寄付・献金についても、なぜ何度も寄付・献金するに至ったかの事情から判断されることになる。この点で、次に検討するマインドコントロールの問題と関連してくる。

(5) マインドコントロール

ママ友のマインドコントロール下にあった母親が子どもに十分な食事を与えずに餓死させた事件で、「マインドコントロール」という言葉が広く使われるようになった。「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」を口実とする靈感商法の場合には、マインドコントロールの状態におかれ、一家の全財産を供出したり、借金をしたりするに至ることもある。

その意味で、マインドコントロール下においてされた契約締結への意思表示は、真意によるものではないから、無効あるいは取り消せるべきだという主張がある。

これを実現するためには、マインドコントロールについての明確な定義が必要である。自由な意思を暴力等で完全に強制的に奪われた場合は、意思表示は不存在と評価され、無効である。強迫による場合は、「瑕疵ある意思表示」とされて、一応有効であるが、取消し可能であるとされることとの違いである。いずれの場合も、自由な意思ではないことを本人は認識している。マインドコントロールの場合は、自由な意思ではないことを本人は認識しておらず、かつ、成年後見等の規定を適用して行為能力を制限すべき精神状態ではない場合であり、意思表示の瑕疵の類型として一般要件化することは容易ではない。

一つの方法としては、靈感商法特有の問題として限定的に規定し、消費者契約法4条3項6号に、長期間にわたって洗脳され、喜んで行うようになったような場合をカバーするための規定を付加することが考えられる。

なお、マインドコントロール下の意思表示を取り消しうるものとしたとしても、本人以外の家族や他人が本人に代わって取り消すことはできない。

(6) つけ込み型不当勧誘についての一般規定の必要性

靈感商法の規定を追加した2018年消費者契約法改正の際には、ほかにも若者の一定の不安につけ込む商法（同法4条3項3号）、恋人（デート）商法（同4号）、高齢者の一定の不安につけ込む商法（同5号）が新設されたが、国会の附帯決議では、このような適用場面を細かく限定した規定ではなく、つけ込み型不当勧誘についての一般規定の導入を検討することが求められた。しかし、これは、2022年消費者契約法改正においても、実現していない。

この点で、海外の例が参考になる、たとえば、オランダ民法典第3編44条（1992年施行）では、状況の濫用による取消権を認めている。すなわち、同条1項は、「法律行為は、それが強迫、詐欺または状況の濫用の結果として行われた場合は、取り消すことができる。」とし、同条4項が、「相手方が法律行為を——必要性、依存性、気まぐれ、異常な精神状態または経験不足といった——特殊な状況の結果として行なう気にさせられていることを知り、または知るべきである者が、そうすべきでないにもかかわらず相手方にその法律行為をなすように促した場合は、状況を濫用している。」とする。

さらに興味深いのは、2016年と2018年に改正されたフランス民法典1143条である。本条は、強迫の一種の経済的強迫と呼ばれるものについての規定であるが、「強迫は、一方当事者が、自己に対してその契約相手方が置かれた依存状態を濫用し、そのような強制がなければ負担しなかったであろう義務をその者に負わせ、かつ、そのことから明らかに過大な利益を引き出すときにも存在する。」として、相手方の自己への依存状態を濫用して契約を締結された場合に、相対無効（取消しに近い）となると定めている。靈感商法は、この要件にびたりと当てはまる。

4. 子ども等家族の救済

寄付・献金の契約当事者である本人は、無効なり、取消しなりを主張して返還請求をすることはできるが、本人がそのような主張をしていないのに、たとえ家族であれ、第三者が本人への返還、あるいは当該第三者への返還を求めることは原則としてできない。これは、寄付・献金の効果が無効とされた場合であっても変わりはなく、無効とするだけでは家族の保護につながらない。

（1）扶養請求権等の債権侵害を理由とした不法行為に基づく損害賠償請求

寄付・献金を受けた宗教団体側に、債権者に損害を与えるという害意があることが必要であることから、不法行為の請求を行うことはかなり困難である。

（2）扶養請求権を被保全債権とした債権者代位権の行使

債務者が無資力（債務超過）であって、債権者への弁済が滞っているにもかかわらず、債務者が第三者に対して有している権利を行使しない場合には、債権者がその権利を自ら代位行使することができ（民法423条）、金銭であればそれを自己に支払うように求めることができる（民法423条の3）。債務者の一身専属権の代位行使は認められないが、取消権・解除権等の形成権の代位行使は認められる。

もっとも、扶養料債権を被保全債権とする場合は、家庭裁判所での調停または審判でその金額を定める手続が必要である。そのために、まずは、家庭裁判所に親の親権喪失または親権停止の請求（民法834条、834条の2）を子ないし親族が行い、未成年後見人を選任してもらってから、扶養請求の手続を家庭裁判所ですることになる。扶養料については、将来の分のみでなく、過去の分についても認める審決例が多い。

（3）詐害行為取消権

無資力状態にある債務者が、債権者を害する行為（たとえば、第三者への贈与をして債権者への弁済に充てるべき自己の財産を減少させる行為）をした場合に、債権者としてその行為を取り消すことができる（民法424条）。ただし、債権者を害することを受益者である第三者が認識していることが要件となる。詐害行為取消権を行使した債権者は、自己への直接の支払を求めることができる（民法424条の9）。

(4) 本人の行為能力の制限

民法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」について家庭裁判所による後見開始の審判（民法7条）、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」について保佐開始の審判（民法11条）、「成精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」について補助開始の審判（民法15条）の制度がある。たとえば、保佐開始の審判を受けた被保佐人が、保佐人の同意を得ないでした贈与は、本人からも保佐人からも取り消すことができる（民法13条）。

もっとも、思い込まされている、あるいはマインドコントロールにあるとしても、「精神上の障害により」の要件を満たさないであろうし、「事理を弁識する能力」についても、一般的な欠如や不十分であるとの評価は困難であろう。

(5) 「浪費者」

1999年改正前の民法11条には、「心神耗弱者及ヒ浪費者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得」との規定があった。「準禁治産者」は現行民法の「被保佐人」にほぼ対応している。

「浪費者」が準禁治産者の要件から除外されたのは、この規定が、本人保護というより、家産の維持、家族や相続人の利益保護のために利用されており、本人の財産処分自由を不当に制限するものと考えられたからである。

1999年改正前までは、靈感商法の直接の被害者について、浪費を理由に準禁治産宣告を受けさせ、保佐人である家族が寄付・献金を取り消して、取り戻したという事例もあったようである。しかし、民法の一般規定として「浪費者」を復活するのは、本人の財産処分自由の制限や資産家である者にとってのみ意味があることから、困難であろう。

もっとも、「浪費」概念を暴利行為の認定で使うことは十分に可能であるし、つけ込み型不当勧誘についての一般規定が導入されれば、浪費者である点につけ込むという評価も可能となる。さらに、マインドコントロールに置かれている場合の寄付についてのみ、浪費の観点を盛り込むことも考えられるが、マインドコントロールの明確な定義ができるかどうかは課題となる。

(6) 「特別補助」

野党が提出している「特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案」では、現行民法の補助の制度に加えて、「特別補助」を導入することが提案されている。特別補助開始の審判の要件は、「困難状況惹起行為を受け、自己の財産に著しい損害を生じさせる財産上の利益の供与を誘導されるような精神状態にある者又はそのような精神状態に陥るおそれが極めて高い者」とされ、また、「困難状況惹起行為」とは、「人に対して、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままではその人に重大な不利益を与えること自体が生じる旨を示す行為その他の人の自由な意思決定著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為」を含む一定の行為とされている。「困難状況惹起行為を受け、自己の財産に著しい損害を生じさせる財産上の利益の供与を誘導されるような精神状態」という定義で、明確な運用が可能かが1つの争点となっている。

5. おわりに——行政規制はどこまで可能か

本稿は、宗教であることを理由とした特別の議論はしないので、宗教団体に法人格を与えるための法律である宗教法人法の在り方や、同法上の解散命令については論じない。

(1) 特定商取引法による規制

消費者契約法とは異なり、特定商取引に関する法律（特定商取引法）は、「販売業者」または「役務提供事業者」が特定の形態で販売活動あるいは有償の役務提供活動を行う場合にはじめて適用されるので、宗教団体が「販売業者」あるいは「有償役務提供事業者」（営業として販売している、あるいは役務提供をしている）とみなせないと、適用は困難である。

かつての旧統一教会は、関連会社に、壺、多宝塔、念珠等の販売活動を行わせていたので、販売活動を行っていた関連会社については、当然に、特定商取引法の訪問販売等の規制がかかる。消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」では、寄付・献金について、金額を指定して寄付を求める場合は契約になるとの見解が示されているが、ここまでいけば、寄付が悪霊払いサービス等の宗教的サービスへの実質的対価であると評価できれば、たとえば床下点検サービス等と変わりはなく、特定商取引法の適用の可能性すら出てくるであろう。

(2) 寄付・献金に特化した規制

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（公益法人認定法）17条では、「公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。」として、以下の4種の行為が禁止されている。すなわち、

- ① 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- ② 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- ③ 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- ④ 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

そこで、消費者庁の前記検討会の報告書（2022年10月19日）は、公益法人認定法の規定を参考にしつつ、「寄附の要求等に関する一般的な禁止規範及びその効果を定めるための法制化に向けた検討を行うべきである。」と提言している。

もっとも、同法の規定は非常に抽象的であり、靈感商法に即して禁止規定をもっと具体化しないと、実際の被害救済にはつながらない可能性が大きい。

公益法人認定法では、本条に違反しても刑事罰はなく、公益認定を取り消される可能性があるにとどまる（法29条2項3号）。新法をつくるとすると、違反した場合には、公益認定の取消しに近い、税法上の特典の剥奪等の効果と連動させることが効果的であろう。

(3) 寄付金額の規制

収入や資産との関係で寄付金額の上限を定め、それを超えた部分について寄付を無効にする、あるいは寄付を受けることを禁止するという提案もある。

この点で、民事ルールとして、事後的に暴利行為のファクターとしてこのような要素を取り込むことは可能だが、行政規制ルールでこれを定めるのは困難であると思われる。

類似の行政規制の手法は、貸金業法において与信額の上限規制として使われており、貸金業者には、与信希望者から一定の書類の提出を受けて確認する義務や、個人信用情報機関へ照会義務、与信情報の登録義務等が定められている。そして、金融庁が貸金業者を監督している。

寄付を受ける宗教団体としては、上限規制に違反しないためには、寄付者の収入や資産の状況について確認しておく必要がある。収入や資産状況を宗教団体側が知ると、限度いっぱいまで寄付させるために、利用されるおそれがある。一定額以上の寄付については、寄付契約の締結にあたって、公証人の関与を義務づけることも考えられるが、逆に取消しが困難になるという副作用も生じかねない。

(4) 領収書の交付義務・財務情報の公開義務

かつて霊感商法の問題が大きな社会問題として認識されていた1990年代末に、日本弁護士連合会は、「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」という意見書 (https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/1999/1999_13.html) を公表している。その「第3 宗教的活動にかかわる人権侵害についての判断基準」は、現在議論されているいくつかの論点を検討する際にも、大いに参考になる。そこでは、献金等勧誘活動が人権侵害につながるかどうかの判断基準として、「一定額以上の献金者に対しては、その宗教団体等の財政報告をして、用途について報告しているか。」、「お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。」等を挙げている。

また、前記の公益法人認定法の寄付募集行為の規制では、「寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること」が禁止されている。

これらを参考に、寄付募集にあたっての用途の説明義務、一定額以上の寄付者への領収書の発行義務や年次の財務情報の開示義務、さらには、一定額以上の寄付を受けている宗教団体について財務情報の公開義務を課すことが効果的であると思われる。

以上

執筆者紹介

松本 恒雄(まつもと つねお) 1952年 京都市生まれ
一橋大学名誉教授・明治学院大学客員教授

<学歴・職歴>

1974年 京都大学法学部卒業
1977年 京都大学法学部助手
1981年 コロンビア大学ロースクール客員研究員
1991年 一橋大学法学部教授
2009年 一橋大学法科大学院長
2009年 内閣府消費者委員会委員長
2013年 国民生活センター理事長
2021年 明治学院大学客員教授
2021年 池田・染谷法律事務所客員弁護士